

新型コロナウイルス感染拡大に備えた宿泊療養施設の募集について

都は、先般、新型コロナウイルス感染症の陽性患者のうち、入院治療が必要ない軽症や無症状の方々（以下「軽症者等」という。）の療養のための宿泊療養施設の募集を行い、療養施設を開設してきました。

現在は、新規感染者数や入院者数・宿泊療養者数が減少しているところではありますが、今後、新型コロナウイルス感染者数が再び急激な増加に転じるおそれもあります。

そのため、都が要請した場合、速やかな宿泊療養施設の開設にご協力いただける事業者の皆様を募集します。

1 公募内容について

(1) 宿泊療養施設の要件（必須項目）

- ・都内に所在地を有すること。
- ・区部は1棟150室以上、多摩部は1棟100室以上の物件で、1棟貸しができること。
- ・各居室には、バス、トイレ、手洗設備、冷暖房設備、内線電話、テレビ、冷蔵庫が設置されていること。
- ・Wi-Fi等の無線によるインターネット環境が整備されていること。
- ・正面入口の他に、ホテル従業員専用の入口（通用口）があること。
- ・事務局を運営する（10人程度で会議ができる）会議室等があること。
- ・館内にエレベーターが2基以上あること。
- ・館内放送設備があること。
- ・各居室においてアメニティ、ドライヤー、ポットの提供が可能であること。
- ・ホテル従業員が宿泊療養施設の運営のうち、軽症者等の居住ゾーンに立ち入らない業務（食事の発注業務等）に参加いただけること（これらに係る費用は、都側で負担いたします。）。

(2) 運営上の留意点

- ・宿泊療養施設の建物維持管理については、事業者側で行っていただきます（建物維持管理に係る費用は、都側で負担いたします。）。
- ・パーティーや目張り等による事前工事及び原状回復工事については、事業者側で行っていただきます（当該工事に係る費用は、都側で負担いたします。）。
- ・近隣の企業及び住民等に対する説明が必要な場合は、原則として、都と協働して行っていただきます。
- ・覚書締結から開設要請までの期間については、通常どおり、ホテル営業していただくことを考えており、都側の費用負担は想定しておりません。
- ・開設要請から開設までの準備期間において、宿泊者や予約者の他の宿泊施設への移動等は事業者側で行っていただきます（移動等に係る費用は、都と事業者において別途

協議の上、決定することとします。)

(3) 使用料等

具体的な金額は、都と事業者において別途協議の上、決定することとします。

(4) 使用期間

受入開始日より最低2か月間

(感染者数の状況により、期間の延長をさせていただく場合もございます。)

(5) その他

医療スタッフの配置等医療体制に係る運營業務は都側が行いますが、ホテル従業員が宿泊療養施設の運営のうち、防護服着用の上、軽症者等の居住ゾーンに入る業務(食事の提供等)に御協力いただければ幸いです(これらにかかる費用は、都側で負担いたします。)

詳細については、個別に調整させていただきます。

2 応募について

(1) 受付期間

令和2年6月12日(金)から同月23日(火)まで

(2) 応募方法

応募フォームの【必須項目】、【あれば望ましい項目】、【その他確認項目】、【運営上の留意点】の各項目に回答していただくとともに、以下の①～③について、必要事項を記入の上、送付先のメールアドレスへお送りください。なお、複数の宿泊施設を運営している事業者が、2か所以上の宿泊施設を応募対象とする場合は、④に施設名等を記入してください。

①事業者名、住所、担当者名、連絡先(電話番号・メールアドレス)

②提供可能な宿泊施設名、所在地、棟数と居室数、宿泊施設WebサイトURL

※宿泊施設のフロア配置が分かるパンフレット等がありましたら、併せてお送りください。

③自由意見(何か提案がございましたら御記入ください。)

④複数施設応募用の記入リスト(複数の宿泊施設を応募する場合)

【送付先】総務局総務部企画計理課 S0030208@section.metro.tokyo.jp

※1度に送付できる容量は3MBまでです。

【問合せ先】総務局総務部企画計理課 03-5320-7888

※お手数ですが、メールでのお問合せをお願いいたします。ただし、メールが送信できない等の特段の事情がある場合は、上記【問合せ先】まで

御連絡ください。なお、受付時間は、平日 9 時から 17 時までとさせていただきます。

3 選考について

- ・上記 1 (1) から (4) までの全ての要件に合致する事業者の中から選考を行い、候補となった事業者については、宿泊療養施設としての活用の可否を判断するため、現地にて施設・設備を確認させていただきます。
- ・現地確認の結果、宿泊療養施設として活用可能と判断した事業者については、覚書を締結させていただきます。なお、覚書の有効期限は令和 2 年度末とし、宿泊療養施設の開設は感染状況次第になりますので、直ちに開設するとは限りません。
- ・応募いただきました事業者については、6 月下旬を目途に選考を行い、郵送にて結果をお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に備えた宿泊療養施設の募集について Q&A集

カテゴリー	No.	質 問	No.	回 答
総 論	Q1	どういった患者を受け入れるのか。 (軽症者等とは、どの程度の人のことか。)	A1	・(陽性患者のうち) 症状がない、症状が軽快するなど入院治療が必要ない方々を受け入れます。
	Q2	公募後から開設までの流れはどうなるのか。	A2	・条件に合致する事業者様の中から選考を行い、候補となった事業者様から交渉を行います。 ・施設が宿泊療養として活用ができるかどうか判断するため、専門家を交え、現地確認を行います。 ・宿泊療養施設として活用可となった場合には、開設に向けた覚書を締結し、感染拡大時に速やかに開設することができるよう準備を行います。
	Q3	宿泊療養施設として開設する場合、施設名等は公表されるのか。	A3	・施設名、所在地等を公表します。場合によっては、マスコミの取材を受けることがあり、これまでの宿泊療養施設では、マスコミが取材を行いました。
	Q4	4月(前回)の公募はどうなったのか。	A4	・今回の公募は、今後予想される第2波に備え、宿泊療養施設としてご協力いただける事業者様を公募するものであり、4月公募とは異なる公募条件、内容(開設に向けての覚書を締結しておく等)で行います。そのため、事業者様におかれましては、改めて今回の公募にも応募いただきたいと考えております。
	Q5	4月(前回)公募に応募した事業者は、今回も応募ができるのか。	A5	・4月に応募した事業者様でも応募できます。前回の要件と異なる公募条件・内容で行いますので、あらためて条件等をご確認ください。
	Q6	覚書締結後、実際に宿泊療養施設の開設に踏み切る判断基準はあるのか。	A6	・新規感染者数、入院者数等を総合的に判断して開設の要請を行います。
	Q7	ホテルが開設要請を受けて、宿泊療養施設を開設するまでの期間はどのくらいを考えているのか。	A7	・開設するまでの期間については、事業者様と相談の上決めることとなります。開設要請を受けてからおおむね1週間以内の開設を考えています。
1 (1)	Q8	必須項目が1つでも該当しない場合、応募の対象外か。	A8	・必須項目は、宿泊療養施設としての必要最小限の要件を挙げていますので、それらを満たさない場合は、対象外となります。
	Q9	区部で100室以上150室未満のホテルは応募の対象ではないのか。	A9	・都内の感染者数の地域分布を見るに、区部における感染者数は、多摩部と比べて多いことから、区部での宿泊療養施設の規模を150室以上に設定しました。したがって、今回の公募では、150室未満の施設は対象外となります。
	Q10	区部と多摩部とでは、どちらが優先されるのか。	A10	・立地条件(地域偏在性)等に応じて、総合的に判断します。
	Q11	1棟のうち、8割の部屋数の提供は可能であるが、応募の対象となるか。	A11	・感染拡大の防止の観点から、1棟全体を宿泊療養施設として管理、運営する必要があります。したがって、今回は1棟貸しのみを対象とします。
	Q12	同一敷地内に本館、別館があり、合計すると150室以上になるが、応募の対象か。	A12	・同一敷地内の複数の建物を併せて150室以上となる場合も、対象となります。
	Q13	Wi-Fi環境はなぜ必要なのか。	A13	・事務局の業務で使用する等、宿泊療養施設のオペレーション上、必要となります。
	Q14	正面入口の隣に従業員入口(通用口)があるが、条件を満たすか。	A14	・感染拡大防止の観点から、軽症者等とスタッフは動線を分けるため、2つの入口があることを必須項目としています。 ・軽症者等とスタッフの動線と確保できることが、宿泊療養施設の条件となります。
	Q15	館内にエレベーターがなぜ2基以上必要なのか。	A15	・感染拡大防止の観点から、軽症者等が使用するエレベーターと運営職員等が使用するエレベーターとを分ける必要があります。

公 募 要 領	1 (1)	Q16	館内放送設備は何のために使うのか。	A16	・食事の提供時間の案内等、宿泊療養施設のオペレーション上、必要となります。
	1 (1)	Q17	「ホテル従業員が宿泊療養施設の運営に参加」とあるが、どのような業務か。	A17	・当該業務は、主に次の2つに分けられます。 ○軽症者等の居住ゾーンに立ち入る業務（例：防護服を着た上での食事の配布、ゴミの回収等） ○軽症者等の居住ゾーンに立ち入らない業務（例：食事の発注、軽症者等の入退所事務、ホテル事務室との連絡調整等）
	1 (1)	Q18	旅館や企業の研修所等でも応募できるか。	A18	・必須項目を満たすのであれば、応募の対象です。
	1 (2)	Q19	建物維持管理とは、どのようなものか。	A19	・例えば、防災センターやエレベーター・空調設備・電気系統の管理等通常、ホテルを運営するに当たって必要な維持管理業務をいいます。
	1 (2)	Q20	パーティションや目張り等による事前工事とあるが、何のために行うのか。	A20	・軽症者等が立ち入るゾーンと、軽症者等が立ち入らないゾーンとの動線を分けること等に使用します。
	1 (2)	Q21	館内に入っているテナントや月極駐車場の契約者への説明は誰が行うのか。	A21	・説明が必要な場合は、原則として、都と協働し行うことを想定しています。
	1 (3)	Q22	「使用料等」とはどのようなものか	A22	・居室、使用に係る部屋（会議室等）及び建物維持管理に係る費用等になります。
	1 (4)	Q23	いつからいつまで軽症者を受け入れるのか。	A23	・感染拡大状況及び立地条件（地域偏在性）等を踏まえ、開設を要請します。 ・期間については、最低2か月を考えていますが、延長については事業者様と別途調整を行います。
	1 (5)	Q24	誰が軽症者等の対応を行うのか。	A24	・医療スタッフの配置等医療体制にかかる運営業務は都側が行います。ホテル従業員様におかれましては、御協力いただける場合に限り、軽症者等の居住ゾーンにおける業務を担当していただきます。
	2	Q25	同一事業者が複数の宿泊施設を運営している場合は、宿泊施設ごとに応募しなければならないのか。	A25	・同一事業者様が複数の宿泊施設を応募する場合は、応募フォームの2④に宿泊施設情報を入力してください。
	3	Q26	宿泊療養施設として活用可となった場合、覚書を締結するとあるが、覚書とは何か。	A26	・感染拡大時に速やかに開設するために、事前に開設に向けての基本事項等を書面にて確認するものです。 ・覚書を締結した場合でも、必ず開設に至るものではありません。 ・実際、開設に当たっては、宿泊療養施設の費用や役割分担について協定を締結することになります。
	3	Q27	覚書締結から開設要請までの間の営業はどうなるのか。	A27	・通常どおり、営業していただくことを想定しています。 ・要請までの期間による都の負担は考えていません。
	3	Q28	どれくらいで公募の結果が通知されるのか。	A28	・公募受付終了後、6月下旬を目途に選考を行い、郵送にて通知します。
応 募 フ ォ ー ム		Q29	【あれば望ましい項目】について、該当しない項目（×がつく項目）がある場合、応募対象にならないのか。	A29	・【あれば望ましい項目】については、該当しない項目（×がつく項目）がある場合でも、応募は可能です。
		Q30	防犯カメラの確認項目はなぜあるのか。	A30	・軽症者等の安全確認や、軽症者等とスタッフとの接近防止のため、ホテルの防犯カメラを借りて、ロビーを目視したいと考えています。 ・ロビー全体を見渡せるものが望ましいです。
		Q31	机、椅子その他備品はどういう目的で使用するのか。	A31	・事務局を設置、運営するに当たり、必要になります。
		Q32	消毒の手配とあるが、費用はどちらが負担するのか。	A32	・事業者様で手配いただく場合、各業者との契約を締結し、費用は都が負担することを想定しています。
		Q33	宿泊者の他宿泊施設への移動とはどういうものか。	A33	・宿泊療養施設は一棟貸しを要するので、開設の要請から開設までの間（1週間程度を想定）に、宿泊者や宿泊予約者等がいらっしゃる場合、他の宿泊施設に移動いただくことになります。（他の宿泊療養施設は、近隣のホテルを想定しています。）